○大船渡市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成24年３月30日教育委員会告示第２号

改正

平成25年６月26日教委告示第２号

令和５年３月24日教育長決裁

大船渡市特別支援教育就学奨励費支給要綱を次のように定め、平成24年４月１日から施行する。

大船渡市特別支援教育就学奨励費支給要綱

（目的）

第１　この要綱は、大船渡市立小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の３に規定する障害の程度に該当し、又は特別支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第２項に規定する特別支援学級をいう。以下同じ。）に在学する児童若しくは生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対して、その負担能力の程度に応じて市が特別支援学級への就学のため必要な援助（以下「就学奨励」という。）を行い、もって特別支援教育の普及に資することを目的とする。

（対象者）

第２　就学奨励を受けることができる者は、市の区域内に住所を有し、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の３に規定する障害の程度に該当し、若しくは特別支援学級に在学する児童生徒の保護者又は市の区域外に住所を有し、大船渡市立の小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の３に規定する障害の程度に該当し、若しくは特別支援学級に在学する児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助若しくは同法第13条の規定による教育扶助を受けていない者又は大船渡市児童生徒就学援助事業実施要綱（平成17年大船渡市教育委員会告示第１号）の規定による就学援助費の支給を受けていない者とする。

（就学奨励の額等）

第３　就学奨励の費目は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

（１）　特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第２条第１号又は第２号に掲げる区分に該当する世帯の場合　別表第１及び別表第２に掲げる費目

（２）　令第２条第３号に掲げる区分に該当する世帯の場合　別表第２に掲げる費目

２　就学奨励費の額は、当該年度の予算の範囲内において別に定める。

（申請）

第４　就学奨励を受けようとする者は、毎年度、児童生徒の在籍する学校の長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会に対し、対象者であることを証する書類を添えて就学奨励の申請を行わなければならない。

（認定）

第５　教育委員会は、第４の申請を受けたときは、その内容を審査し、就学奨励の認定（以下「認定」という。）を行うものとする。

２　教育委員会は、前項の認定を行うにあたり、必要に応じ福祉事務所長の意見を求めることができる。

３　第１項に規定する認定は、当該年度当初の申請にあっては、当該年度４月１日に行うものとする。ただし、転入学、災害その他の事情により年度の中途に申請があった者については、その都度、速やかに、認定を行うものとする。

（支給方法等）

第６　就学奨励費の支給は、教育委員会が適切な方法により金銭又は現物で直接認定を受けた者に

対して行うものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、認定を受けた者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法により行うことができる。

２　認定を受けた者は、就学奨励費の請求及び受領を校長に委任することができる。この場合において、校長は、善良なる管理者の注意をもって事務処理に当たらなければならない。

（変更届）

第７　認定を受けた者は、申請の内容に変更が生じたときは、校長を通じて、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（認定の取消）

第８　教育委員会は、認定を受けた者が年度の中途において次の各号のいずれかに該当するときは、第７の届出がない場合であっても認定を取り消すものとする。

（１）　第２各号の規定に該当しなくなったとき。

（２）　当該児童生徒が死亡したとき。

（３）　当該児童生徒が大船渡市以外の小学校及び中学校に転出したとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか就学奨励を必要としなくなったとき。

（補則）

第９　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

前　文（抄）（平成25年６月26日教委告示第２号）

平成25年度分の補助金から適用する。

前　文（抄）（令和５年３月24日教育長決裁）

令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第３関係）

費目	費目の内容
学校給食費	児童生徒の保護者が負担すべき学校給食費
修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するため、直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
校外活動等参加費	児童生徒が校外活動（学校以外に教育の場を設けて行われる学校行事としての活動をいう。）に参加するため、直接必要な交通費及び見学料
学用品・通学用品購入費	児童生徒が通常必要とする学用品及び小学校又は中学校の第２学年以上の学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
オンライン学習通信費	ＩＣＴを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費

別表第２（第３関係）

費目	費目の内容
通学に要する交通費	児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費